改善報告書

令和6年7月22日

- 1. 大学名:国立音楽大学
- 2. 認証評価実施年度:令和5年度
- 3. 「改善を要する点」の内容

基準項目: 4-1

○学生の懲戒等について、規則はあるものの、その詳細な手続きを定めていないため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-1 について

令和6(2024)年5月に「学生賞罰規程」の「表彰及び懲戒の決定」の条文を「懲戒の詳細については別に定める」と改正し、新たに「学生懲戒規程」を制定しました。また、これに伴い、「学則細則」も改正し、懲戒の対象となる行為を明文化して規定しました。

改正及び制定のプロセスは、学生生活委員会を中心に改正案及び規程案を作成し、各運営会での検討、大学教育研究協議会及び教授会の議を経て行われました。

改正及び制定されたこれらの規程は、教職員がいつでもどこからでも閲覧できる「教職員ポータル」の規程集にアップロードしたほか、学生には学生生活に関する掲示板にて規程を掲示して周知しています。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目 4-1の資料

- 4-1-01 国立音楽大学 学生賞罰規程 (2024年5月20日改正)
- ・4-1-02 国立音楽大学 学生懲戒規程 (2024年5月20日制定)
- 4-1-03 国立音楽大学 学則細則 (2024年5月20日改正)
- · 4-1-04 学生生活委員会議事録(2024年3月4日、4月8日、5月13日開催)
- ・4-1-05 大学教育研究協議会議事録(2024年3月6日開催)
- ・4-1-06 教授会議事録 (2024年5月20日開催)